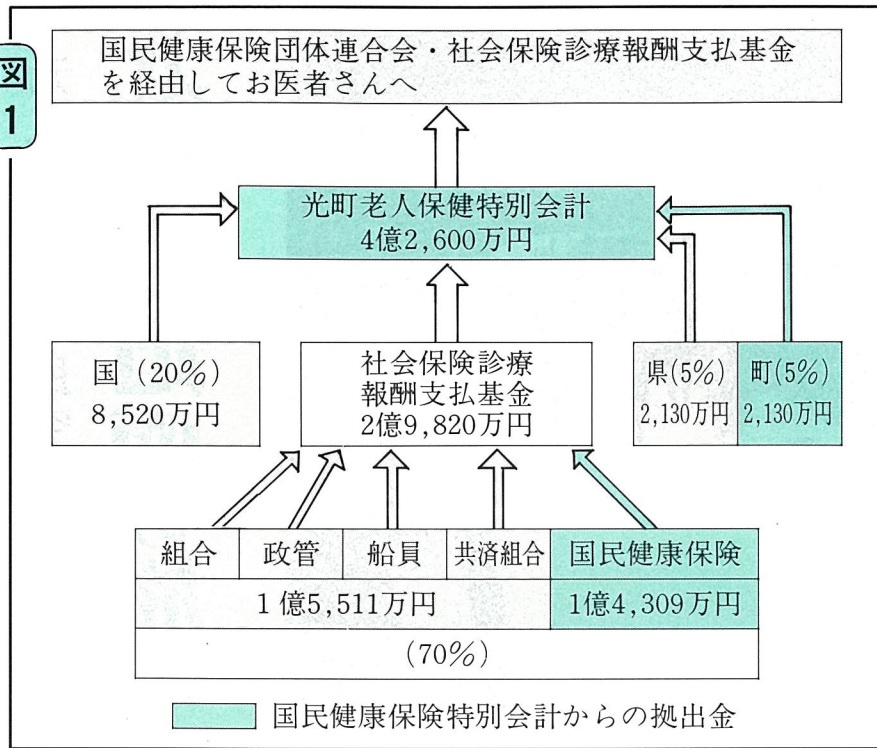


(3) 広報ひかり



(注1) 退職分とは、長いあいだ会社や役所などに勤めていた人が退職してから国民健康保険に加入し、70歳になるまでの間「退職者医療制度」による医療を受けること。

国民健康保険特別会計には現在1億円の積立金があります。しかしながら、重症患者の長期入院や高額な医療費を要する患者が続発すると、積立金の額以上に医療費が激増することがあります。そのときは、医療費の支払いができません。

(注2) それぞれの病院に通院した場合は、病院ごとの1ヶ月の個人負担は800円で入院した場合の1日の個人負担は400円です。

くんだり、年度の途中でみなさんが納めている国民健康保険税の税率を引き上げて、追加徴収しなければなりません。このようなことにならないよう毎年少しずつ積立てをし緊急事態に備えています。過去には、医療費が急激に増えたため1億円以上あった積立金も2ヶ年でなくなりました。

拠出金制度のしくみ

老人分の医療は、各医療保険制度（政管・船員・共済組合などの社会保険及び国民健康保険）の加入者のうち70歳以上の人を対象者として実施されているもので、町は老人保健特別会計で運営しています。老人医療に要する一部負担

（注2）自分でお医者さんに支払うお金を除く費用は、国が20%、県と町が各5%、残りの70%は社会保険診療報酬支払基金が各医療保険制度に加入している老人の人数に応じて出し合うお金（拠出金）を財源として、老人保健特別会計に交付する交付金（図1）で賄われています。

積立金制度



健康な体は国民健康保険で……

近隣の状況

区分	一人当たりの医療費 (平成元年度)	一人当たりの国民健康保険税額 (平成元年度)	積立金保有高 (平成2年度末)
八日市場市	111,842円	59,004円	3億6,776万5千円
野栄町	107,818円	58,283円	2億183万6千円
横芝町	103,228円	53,421円	3億1,527万円
芝山町	114,396円	56,123円	9,300万9千円
多古町	96,943円	56,190円	2億6,000万円
光町	104,055円	54,413円	1億円

※ 当町の一人当たりの医療費と国民健康保険税額は、県下80市町村のうち64番目です。